

新潟市ごみ集積場設置等に係る補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ集積場を設置する者に、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地域の環境美化及び家庭系廃棄物の収集業務の効率化を図ることを目的とする。また、交付に関しては、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

(1)自治会等 新潟市自治会事務委託要綱（昭和47年12月1日実施）第2条で定めるもの及び自治会未組織、未加入団体等の任意団体又はその代表者・代理人をいう。

(2)ごみ集積場 新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成8年新潟市条例第26号）第17条第3項に定める家庭系廃棄物の集積場をいう。

(3)構造物 新潟市ごみ集積場設置要綱第5条に定めるごみ集積場に設置する構造物をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱に定める補助金を受けることのできる者は自治会等とし、自己の責任においてごみ集積場の設置等を行い適切に管理できることを条件とする。

(補助対象等)

第4条 補助対象、補助金額は別表のとおりとする。

2 補助金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ごみ集積場設置等に係る補助金交付申請書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、これを審査し、

補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、補助金の交付を決定したときはその決定の内容を、補助金の不交付を決定したときはその旨を、速やかにごみ集積場設置等に係る補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告等）

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から1月を経過した日又は交付決定の年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長にごみ集積場設置等に係る補助金交付実績報告書及び補助金交付請求書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

（額の確定等）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の実績報告及び補助金の交付請求があったときは、これを審査し交付すべき補助金額を確定し、その旨をごみ集積場設置等に係る補助金確定通知書（別記様式第4号）により通知し、補助金を交付する。

（他の補助金等との関係）

第9条 この補助金は、他の法令、条例及びその他の制度によって補助金等の交付を受けた場合は適用しない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。なお、従前の要綱については、廃止する。

（適用期間）

2 この要綱の適用期間は，平成26年3月31日までとする。

附 則

この要綱は，平成23年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象経費	補助金額
構造物の購入に要する経費 構造物の修繕に要する経費 看板の設置に要する経費	補助対象経費の4分の3以内の額とし、1集積場あたり15万円を限度とする。

年 月 日

（あて先）新潟市長

団体名	
代表者氏名	印
代表者住所	
代表者電話番号	

ごみ集積場設置等に係る補助金交付申請書

新潟市ごみ集積場設置等に係る補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

事業名	
実施予定期間	年 月 日～ 年 月 日
補助対象経費	円
交付申請額及びその算定方法	円 (補助対象経費×補助率)又は補助限度額)
情報の公表の内容、方法及び時期	1 公表方法及び内容 2 公表時期 年 月
添付書類	1 収支計画書 2 事業位置図（住宅明細図可） 3 事業内容が明らかになる書類（パンフレット・設計図等） 4 その他必要な書類（見積書）

注：補助金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別記様式第2号（第6条関係）

新 第 号

年 月 日

(代表者氏名)様

新潟市長 印

(担当)

ごみ集積場設置等に係る補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記補助金については、次のとおり交付(不交付)の決定をしたので通知します。

記

1 補助事業名

2 交付決定額(不交付の理由)

3 交付条件

- (1) 事業終了後は、速やかに実績報告書を提出しなければならない。
- (2) この補助事業に係る証拠書類は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

年 月 日

（あて先）新潟市長

団体名	
代表者氏名	印
代表者住所	
代表者電話番号	

ごみ集積場設置等に係る補助金交付実績報告書及び補助金交付請求書

年 月 日付け新廃対A第 号 で交付決定を受けた下記事業について、事業が完了しましたので、下記により報告及び補助金の交付請求をします。

記

事業名	
事業完了年月日	
補助金交付決定額	
補助金交付請求額 及びその算定方法	((補助対象経費の実績×補助率)又は交付決定額)
情報の公表の状況	1 実施済 ・ 予定 (年 月) 2 公表方法
添付書類	1 収支報告書 2 当該事業に係る領収書 3 当該事業実施前後の写真 4 その他必要な書類

別記様式第4号（第8条関係）

新 第 号

年 月 日

(代表者氏名)様

新潟市長 印

(担当)

ごみ集積場設置等に係る補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました事業に対する補助金額が
次のとおり確定をしたので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 確定額 円